

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

令和8（2026）年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）

令和8（2026）年度の介護職員等処遇改善加算に関する届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（令和8年3月13日付け老発0313第6号厚生労働省老健局長通知）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和8（2026）年度処遇改善計画書の提出について

令和8（2026）年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書の作成・提出と、必要に応じて体制等届出書の提出が必要です。

(1) 提出先及び提出書類（昨年度と様式が異なります。）

様式は、本通知に添付の様式又は新潟県ホームページや厚生労働省ホームページからダウンロードした様式を使用してください。

① 処遇改善計画書等

処遇改善加算を算定する全ての事業所が提出してください。

ア 提出先

柏崎市オンライン申請システム

<https://ttzk.graffer.jp/city-kashiwazaki/smart-apply/apply-procedure/1554788972583536937>

イ 提出書類

- ・ 別紙様式2-1、2-2、2-3
介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和8年度）
- ・ 別紙様式5
特別な事情に係る届出書 ※該当のない場合は不要。

- ② 体制等届出書等（様式については体制等状況一覧表についての通知を参照してください。）
新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合のみ提出してください。

※加算区分を変更しない場合は提出不要

ア 提出先

厚生労働省「電子申請・届出システム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

イ 提出書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降の処遇改善加算を算定する場合は、別途通知の様式を使用してください。）

(2) 提出先・提出期限一覧表

処遇改善計画書等と体制等届出書等で提出先が異なりますのでご注意ください。

処遇改善計画書等：柏崎市オンライン申請システム

体制等届出書等：厚生労働省「電子申請・届出システム」

対象	内容	提出期限	提出先
○従前の加算対象事業所が所属する事業者 ○従前の加算対象事業所と加算新設事業所の両方が所属している事業者	令和8年4月及び5月分の処遇改善加算、介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降の処遇改善加算を算定する場合	【処遇改善計画書等】 令和8年4月15日(水)	柏崎市オンライン申請システム
		【体制等届出書等】 ○4月分 令和8年4月15日(水) ※提出期限の特例 ○5月分及び6月分 通常通り（サービス種別により、前月15日又は当月1日）	厚生労働省「電子申請・届出システム」
加算新設事業所のみが所属する事業者	令和8年4月及び5月分の処遇改善加算を算定しないが、介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合	【処遇改善計画書等】 令和8年6月15日(月)	柏崎市オンライン申請システム
		【体制等届出書等】 ○6月分 令和8年6月15日(月) ※提出期限の特例	厚生労働省「電子申請・届出システム」

※ 体制等届出書等の提出期限の特例は、処遇改善加算のみ対象であり、その他の加算は通常通りの期限であることにご注意ください。

2 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」の提出が必要です。

(1) 提出書類・提出期限一覧表

変更事項	提出書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	・別紙様式4のとおり	・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで
加算を算定する事業所に増減があった場合 ① 事業所を追加する場合 ② 一部の事業所を廃止する場合	①の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとおり	①の場合 ・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ① 加算区分を上げる場合 ② 加算区分を下げる場合	①の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書	①の場合 ・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時

(2) 提出先

- ① 別紙様式4、関係書類：柏崎市オンライン申請システム
<https://ttzk.graffer.jp/city-kashiwazaki/smart-apply/apply-procedure/1554788972583536937>
- ② 体制等届出書等：厚生労働省「電子申請・届出システム」
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

3 実績報告書の提出について

令和8（2026）年度実績報告書の提出期限は、令和9（2027）年7月末とする予定です。このことについては、後日通知します。

なお、令和8（2026）年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要ですので、介護高齢課へ連絡してください。

4 介護職員等処遇改善加算の問い合わせ先

加算の要件、賃金改善の方法、処遇改善計画書の記入方法等については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

<介護職員等処遇改善加算等厚生労働省相談窓口>

電話番号：050-3733-0222 受付時間：9時～18時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

<処遇改善加算に関する厚生労働省ホームページ>

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

【担当】 柏崎市 介護高齢課 高齢対策係
TEL：0257-21-2228（直通）
mail：shitei@city.kashiwazaki.lg.jp